

# 全国子ども会安全共済会費について

## 全国子ども会安全共済会とは・・・

相互扶助の精神に基づき「全国子ども会安全共済会」の普及充実を図るとともに、子ども会活動中に生じた負傷、疾病、後遺障害、死亡に対して共済金を支給し、併せて安全な活動の普及に努め、もって、子ども会活動の発展を図るものです。

## 1 全国子ども会安全共済会に加入できる方

土浦市子ども会育成連合会（以下「市子連」）に所属している単位子ども会の会員。  
※就学前3年以下(3才以下)の幼児の加入については、保護者の方の加入もあわせてお願いします。

## 2 共済掛金（運営費等を含む）

年間220円

（令和6年度から、安全共済会への加入月に関わらず、一律になりました。）

## 3 令和7年度分の加入手続日と有効期間等について

### ○新規加入の手続き

加入手続日	有効期間等
3/1(土)～4/26(土)	令和7年/4/1(火)～令和8年/3/31(火)

### ○追加加入の手続き

毎週木曜日までの受付分 → 手続き後の土曜日から有効 (木曜日または金曜日が祝日の場合 → 水曜日までの受付)
--

### ○新規加入・追加加入共通

- ・ 令和7年度は、5/28(水)までに加入手続いただければ、4/1にさかのぼり補償されます。
- ・ 4月27日(日)～29日(火)、5/3(土)～6(火)は休館日となります。

※途中退会された場合、会費は返金できません。